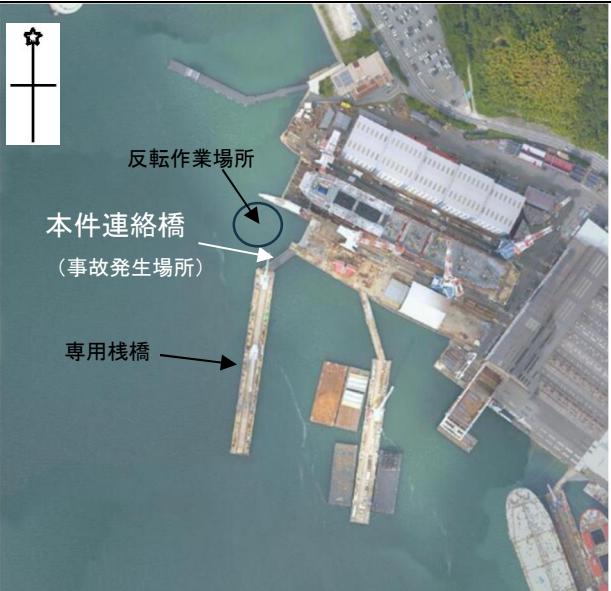


船舶事故調査報告書

令和7年1月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（桟橋）
発生日時	令和7年1月15日 11時00分頃
発生場所	広島県福山市所在の企業専用桟橋 阿伏兎灯台から真方位 $356^{\circ} 1,200\text{m}$ 付近 (概位 北緯 $34^{\circ} 22.6'$ 東経 $133^{\circ} 20.7'$)
事故の概要	引船三洋丸は、台船ゆたか17の船首尾方向の反転作業中、ゆたか17が桟橋の連絡橋に衝突した。
事故調査の経過	令和7年4月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	A 引船 三洋丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	157-108福岡、三洋海運有限会社
	B 台船 ゆたか17、総トン数不詳（全長約51m） なし、豊海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし 桟橋 連絡橋のコンクリート部に破損、手すり等に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが乗り組み、B船をえい航して専用桟橋の連絡橋（以下「本件連絡橋」という。）付近においてB船の船首尾方向の反転作業中、B船が本件連絡橋に衝突した。（図1参照） 本事故時、A船は、船長Aが操船していた。

	 <p>図 1 事故発生場所概略図（国土地理院航空写真より）</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故発生の通報を行わなかった。</p>
分析	A 船は、B 船をえい航して船首尾方向の反転作業中、B 船が本件連絡橋に衝突したものと考えられるが、船長から必要な情報が得られなかつたことから、A 船の操船状況及びB 船の反転状況等を明らかにすらることができなかつた。
原因	本事故は、A 船がB 船をえい航して船首尾方向の反転作業中、B 船が本件連絡橋に衝突したものと考えられる。